

鳥取県公報

令和元年7月26日(金) 第9122号

毎週火・金曜日発行

 ◆ 告 示 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出(156)(福祉監査指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				目	次
保安林の指定の解除 (159) (")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\Diamond	告	示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (156)	(福祉監査指導課)・・・・・・2
公共測量の実施 (160) (県土総務課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				保安林の指定予定 (2件) (157・158) (森林づく)	り推進課)・・・・・・・・2
車両制限令による道路の指定(161)(道路企画課)・・・・・・・・・・・・・・4 物品売払代金の徴収事務の委託(162)(西部総合事務所生活環境局)・・・・・・・4				保安林の指定の解除 (159) (〃)・・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • 3
物品売払代金の徴収事務の委託(162)(西部総合事務所生活環境局)・・・・・・4				公共測量の実施(160)(県土総務課)・・・・・	
				車両制限令による道路の指定 (161) (道路企画課)	4
◇ 調達公告 随意契約の相手方の決定(県土総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				物品売払代金の徴収事務の委託(162) (西部総合事	事務所生活環境局)・・・・・・4
	\Diamond	調達	公告	随意契約の相手方の決定(県土総務課)・・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • 4

示

鳥取県告示第156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法 律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の 規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があっ たので、生活保護法第55条の3 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在	指定に係る事業所	指定に係る事業所	サービスの種類	廃止年月日
14 17	地	の名称	の所在地	リーころの種類	
社会福祉法人八	八頭郡八頭町宮谷	社会福祉法人八頭	八頭郡八頭町東593	訪問介護、訪問	平成23年6月
頭町社会福祉協	254 — 1	町社会福祉協議会	- 1	入浴介護	30日
議会		八東支所			
		社会福祉法人八頭	八頭郡八頭町宮谷		平成26年3月
IJ	<i>II</i>	町社会福祉協議会	254 — 1	II.	31日
		本所			

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在	指定に係る事業所	指定に係る事業所	サービスの種類	廃止年月日
14 17	地	の名称	の所在地	リーころの種類	
社会福祉法人八	八頭郡八頭町宮谷	社会福祉法人八頭	八頭郡八頭町東593	介護予防訪問入	平成23年6月
頭町社会福祉協	254 — 1	町社会福祉協議会	- 1	浴介護	30日
議会		八東支所			
		社会福祉法人八頭	八頭郡八頭町宮谷		平成26年3月
IJ	JJ	町社会福祉協議会	254 — 1	IJ.	31日
		本所			

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在 地	廃止年月日
社会福祉法人八	八頭郡八頭町宮谷254-	社会福祉法人八頭町社会	八頭郡八頭町船岡殿159	平成28年3月
頭町社会福祉協	1	福祉協議会船岡支所		31日
議会				

鳥取県告示第157号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和元年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字岩屋堂字ウシロ山61、65の1、66、66の1、66の2、字ヤン谷344の1 (次の図に示す部分 に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第158号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和元年7月26日

鳥取県知事 平 井 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町生山字板井谷山649の1、649の3、649の4、649の7、字川平山653、字水神滝668の1、668の 2、新屋字杉谷山1863の2、1863の6、字土屋山1865の65、1865の81、1865の86、1865の89、1865の106

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第159号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和元年7月26日

鳥取県知事 平 井

- 1 解除に係る保安林の所在場所 米子市新開三丁目1521の1
- 2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第160号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地 方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において

準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月26日

鳥取県知事 平 井

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量 地図情報レベル1000、数値地形図データ修正 地図情報レベル2500、 写真地図画像作成 地図情報レベル2500)
- 2 作業期間 令和元年8月1日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 千代川流域

鳥取県告示第161号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ 連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定 める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。

令和元年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道	鳥取港線	鳥取市賀露町4170地先から同市南隈870地先まで	令和元年7月31日
"	鳥取港湖山停車場線	鳥取市岩吉字西上美田96-26地先から同字121-1地先 まで	II.
JJ.	鳥取空港布勢線	鳥取市湖山町西四丁目110-5地先から同市湖山町北四 丁目295-2地先まで	II.
"	河原インター線	鳥取市河原町山手296地先から同市河原町高福字長通 り776-17地先まで	II.

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、オオタカの森林産物の物品売払代金 の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年7月26日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 委託の相手 株式会社米子木材市場
- 2 委託期間

令和元年7月4日から令和2年3月31日まで

達公告 調

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号。以下「政令」という。) 第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年7月26日

鳥取県知事 平 井

- 令和元年度鳥取県電子調達システムバージョンアップ及び機器更新業務委託 1 調達件名及び数量 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定 令和元年6月28日

した目

4 契約の相手方の名称及び 株式会社日立システムズ中国支社

所在地 広島県広島市中区上幟町3-33

5 契 約 金 額 65,039,495円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種

> の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。(政令

第11条第1項第2号)

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県県土整備部県土総務課

及び所在地 鳥取市東町一丁目220